

建設経済の最新情報ファイル

RICE monthly

RESEARCH INSTITUTE OF
CONSTRUCTION AND ECONOMY

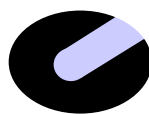
研究所だより

No. 168

2003 2

CONTENTS

視点・論点 - 自らによる変革が必要である -	1
特集 財団法人建設経済研究所創立20周年インタビュー		
望月 薫雄 氏 に聞く	2
・ 都道府県・政令指定都市における入札・契約制度等に関する調査結果(2002年度)	12
・ オーストラリアの建設市場	24
「第8回アジアコンストラクト会議」資料から		
・ 建設関連産業の動向 石膏ボード	33



RICE

財団
法人

建設経済研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-9 住友新虎ノ門ビル7F

TEL : (03)3433-5011 FAX : (03)3433-5239

URL : <http://www.rice.or.jp>

自らによる変革が必要である

常務理事 山根 一男

いま建設産業は、建設投資の急激な縮小などにともない、大きな変革を迫られている。しかし、変わることはなかなか大変なことである。

たとえば英国では、1998年、当時の副首相兼建設担当大臣の諮問を受け、イーガン報告書「建設業再考」が答申された。この報告書を作成した建設タスクフォースは、他産業の民間発注者だけで構成された、英国でも異例のものである。そこでは、「建設業は個々の生産物が独自であるが故に製造業とは異なる、という主張を頻りに耳にしてきたが、これについては賛成できない」として、「建設業における品質と効率性の改善」という主題を掲げ、抜本的な改革を求めている。自動車産業で発達してきた「リーン思考」に基づく持続的改善の必要性が強調され、現在、英国建設産業政策の基調となっている。

また、米国でも同様の事態があった。1982年、当時の10年以上にわたる生産性の低下を憂慮し、発注者である200以上の有力企業の経営者が組織するビジネス円卓会議が、CICE報告書「資金に値するより以上の建設を」を発表した。これは、250人以上の専門家、125以上の企業が参加し、しかも4年以上の歳月をかけ、23の個別レポートを作成のうえ取りまとめたという、非常に膨大な調査プロジェクトであり、米国の建設産業に関しては最も包括的な調査と言われている。この中でも、「この産業におけるあまりに多くのものが、一部は惰性で、そして、一部は歴史的な障害によ

り過去に縛られている」と厳しい指摘がなされ、全面的にPM手法を適用すべきことなどが提言されている。また、報告書に基づき、建設産業に関する専門の研究機関として、テキサス大学に建設産業研究所(CII)が創立されている。

この両事例は、ともに他産業から変革を迫られたものであり、自己変革の難しさを表しているものでもあろう。

しかし、忘れてならないのは、その背景に、「我々の全てにとって、すぐれた建設産業が必要である。我々は皆、効率的に建設された高品質の住宅、病院あるいは交通インフラにより利益を得る。」(英イーガン報告書より)「建設は、経済全体、それ故に全ての人にとって重要である。それは、我が国、海外の両方の市場で、コスト、価格および国際競争力に影響する」(米CICE報告書より)という、顧客としての大きな期待があったことである。

バブルが破れた後、我が国経済は長い低迷の時代を迎えている。しかし、この21世紀には、経済のグローバル化への対応や、急激に成長する中国などとの激しい競争が待っている。そして、建設産業には、我が国産業の競争力の強化に向けて、インフラや設備をより良い品質でより安く提供する、という重要な使命がある。

また、この使命を果たすためには、建設企業だけが変わればよいというものではない。公共発注者も含めた建設関係者全てに、自己変革へ向けた相当の覚悟が求められよう。

特集

財団法人建設経済研究所

創立20周年記念インタビュー（第3回）

望月 薫雄 氏 に聞く

聞き手：専務理事 森 悠

平成15年1月23日（木）



望月 薫雄 氏

昭和34年東京大学法学部卒。同年建設省入省。

建設省建設経済局長、建設大臣官房長、

建設事務次官等を経て、現在住宅金融公庫総裁。

平成8年7月から9年5月まで、（財）建設経済研究所
理事長。

森 建設経済研究所は、昨年の9月1日で創立20周年を迎えました。その記念事業の一つとして、これまで研究所の創立、運営に携わり、発展に寄与してこられた方々に回顧談をお願いすることになりました。一定の期間をかけて順次お願いしていくこととなりますが、本日は望月総裁をお願いしたわけでございます。総裁は平成8年7月から約1年間、研究所の理事長を務めておられます。まず初めに、研究所の理事長に就任された当時のことなどについてお話をいただきたいと思います。

望月 まず冒頭に、早くも20周年ということでお祝いを申し上げます。

森 どうもありがとうございます。

- 理事長に就任して -

望月 今お話のように、私は平成8年の7月1日から約1年間、理事長という重職をあずかったわけです。

非常に短い期間であっただけに、理事長としての大事な仕事をほとんど果していないのではないかと、内心忸怩たるものがあります。それはそれとして、その前にしばらくの間、顧問という格好で関わりを持たせていただきましたから、その期間を通じての印象というか、話になります。

その前は、私は旧建設省にいましたが、役所での在任期間の最終段階は公共事業をめぐっているいろいろなことが噴き出したときです。ゼネコンスキャンダル等が起こったり、あるいはアメリカとの市場開放の問題とか、とにかくいろいろなことが相前後してあり

ました。あたかも平成8年というと財政構造改革が非常に叫ばれ、消費税の5%引き上げの方針が出され、財政問題が一段と厳しく政治テーマになってきたさなかでした。

そのときにどういうことが起こったかということ、公共事業というものが、ある意味では財政構造改革の中でのいわば象徴的な分野としてクローズアップされた。国民的にも、いろいろな不祥事があったせいもあって、「公共事業」というと何となく胡散臭いものだとか、ネガティブキャンペーンがかなり華やかになってきた。こういうときだったと思います。建設省としても組織を挙げて取り組ませていただきましたが、何とか正しい公共投資論というものができないものだろうかというのが、実は現役のときからの思いでして、そんなもどかしさを持ちながら建設経済研究所の顧問、理事長となったわけです。

そもそも「公共投資」とは一体何だろうかということがあまり議論されないままに、やれ、不祥事があると、入札契約制度がどうだとか、いろいろと感心しない事象の面だけがクローズアップされた。外国と比較しても日本の公共事業はコストが高すぎる、無駄が多いというようなことで、当時、日本の公共事業のコストはアメリカに比べて2倍か3倍であると批判されたものです。用地費の問題もあるし、為替レート如何で変動する話なのですが、そういうことが非常に声高に批判されました。そんな流れの中で、公共事業はどうもフローで見られ過ぎていないかと非常に気になっていたわけです。

もちろんフローの面でも重要なことは間違いなく、経済対策等の面でも、景気との関係で重視されなければなりません。それはそれで一つ大事な面ですけれども、もう一つストックの面、「社会資本」としての側面があまり語られないもどかしさがある。その辺を含めてもう一度国民的コンセンサス、あるいは国民的議論を沸かしていただきたい。そのためにはこの建設経済研究所にも一つの大きな役割があるのではないかと。実はそういう思いを持ちながら就任しました。

森 実際に就任されて、まず意を用いられたのはどのようなことだったのでしょうか。

望月 いま申し上げたように、公共投資というものが、経済的側面、あるいは社会的事象の面だけから語られ過ぎている。もっと本来の部分にも目を向けていただきたい。公共投資、公共事業という、何となくネガティブでダーティーなものということになっていましたから、あえて社会資本という視点を忘れては困ると訴えたいというのが一つです。

それから、何といたしましても財政構造改革は待ったなしの話ですし、公共事業もいつまでも従来型の発想で済むことではない。社会資本整備と言っても、ただ足りない、欧米に比べて遅れているからというだけでは説得力はないだろう。フローベースですと公共投資ということになりますが、むしろこの際、我々はストックとしての社会資本整備のあり方、そもそも論に立ちかえって考える。公共事業の執行についても、重点化、効率化、さらには総合的に見るのが待ったなしのテーマになる。こういった意識を特に強めていかなければならない。そういう認識を持って研究所の機能を考え

たいと思っていました。

- 「建設経済に関する連絡会」の設置 -

森　　そういうことの一環として、ご就任早々になりますが、建設省に「建設経済に関する連絡会」が設置され、7月末にその第1回が開催されております。当研究所は事務局という位置づけですが、実際にはいまおっしゃったようなご意向がかなり反映され、建設省もそういうものを設置したと理解しております。この連絡会の意図等についてお話しいただけますか。

望月　これはまさしく大事な点としてお願いしたのです。というのは、私は、行政当局と研究所との関係をどう考えるべきか、ということを常々及ぼさずながら思い描いておりました。行政当局のご意向に沿った機能というだけでは、本来的な研究所のあるべき姿ではないだろう。ときには行政に対して辛口も言わなければならない。あるいは行政の思考とは違った角度からの分析・提言があつてしかるべきだという思いを常に持っていたわけです。理事長になって改めてその意識を強くしておりました。

研究所の機能のあり方として、例えば経済や景気との関係を一つ取ってみても、あるいはコスト問題その他でも、やはり観念的なことだけで済ますわけにはいかない。他の研究機関にしても同じことが言えよう。少なくとも直接的には、当時の建設省が関係する他の研究所との連携をもっと強めながら研究に厚みを加える。お互い連携をもっと強める中で、厚みのある調査、研究を目指していく。もっと言えば行政当局も、せっかくある幾つもの調査・研究機関の研究を、政策に反映させる姿勢をもっと強めるべきだろうという願いがありました。

建設経済研究所が独自にやることももちろんありますが、独りよがりになり落ち込むだけではなく、もっとアンテナを高くして勉強もさせていただく。それを踏まえて、主務省にもいろいろなことを申し上げていく。あるいは主務省においても、それを積極的に活用する、そんな関係を日常化することを目指したい。現職を去ってから言うのはおかしいのですが、実は私自身、現職時代にそういう意識はあまり強くなかった。その反省も込めて、この際ぜひそういうトータルのシステムティックな関係を作っていただきたい。建設省にも政策担当部局を軸にして対応してもらおう。そういうことでお願いした。当時、森専務も土地総合研究所におられました。いま私が来ている住宅金融公庫の総合調査室も参画していただいた。あらゆる面について研究所の研究をできるだけ結集し、同時に、研究成果を行政に反映していただく一助にしたい。こういう思いをお願いしてやったのですが、その後どうなっているのでしょうか。

森　　私も土地総合研究所から毎回出席させていただいたのですが、我々にとっても他機関、あるいは建設省の考えや動きがよくわかりまして、非常に有益な会合であると思っておりました。その後もずっと続いていたのですが、実は国土交通省になりましてから、旧建設省関係の機関だけが集まるのはどうかとか、いろいろありまして中断しております。

望月 これはあとから出てくる話にも絡むのですが、先ほど言いましたように、社会資本という本来の原点に戻った、最もベーシックな問題の議論を深めるには、旧建設省所管に限るとかいうことはあり得ないわけです。そういう意味ではこれからの研究所のあり方というものは、公共事業論も公共投資論も当然総合的にやらなければいけないでしょうね。

森 そうですね。

望月 そういった意味では主務省にも意識を変えていただくべきだし、また、研究所サイドからも遠慮しないで働きかけていただく必要があるのではないのでしょうか。そんな気がしますね。

- 「日本経済と公共投資」シンポジウムの開催 -

森 公共投資を広く皆さんに理解していただくという意味だと思いますが、11月に「日本経済と公共投資」と題するシンポジウムが開催されました。元理事長の穴戸寿雄先生をはじめ、金森久雄先生、奥村洋彦先生、八代尚宏先生と著名な方々にご参加いただいて基調講演とパネルディスカッションが行われたわけです。このシンポジウムに関してお話しいただけますか。

望月 先ほど来言っておりますように、公共事業というものを、単にフローの面、あるいは財政との関係だけで決めつける議論で終わらせないためには、そもそもの原点に戻る必要があるという願いをこめながら、こういうシンポジウムをやらせていただきました。

率直に言って、我々の研究所にはこういう意識があったと思います。つまり、基本的には我が国の潜在成長力は高齢化社会とともに落ちていきます。当時、建設経済研究所は日本の潜在成長力は3%程度はあるという分析をしていました。そういう潜在成長力のあるうちに重点的にやるべき公共投資、というよりも重点的に整備すべき社会資本と言ったほうがいいのですが、それをしっかりとやるべきだということを主張の基軸に据える。当然ながら経済との関係、財政との関係がありますので、多面的に議論をしていただくのではないか。これを今後の議論の基調に据えていこうではないか。そういうことでこのシンポジウムをお願いしたという経緯があります。

私はいまだに、基本的にこの基調は生きていてしかるべきだと思っていますが、何分にもいま公的債務があまりにも巨大になっている日本では、公共投資はとにかく抑えるという傾向が強い。しかし、それだけでいいのか。いま言いましたように、公共投資といっても基本は社会資本整備という視点ですから、何も税金を使った公共投資ばかりではありません。そういう意味で私は、社会資本整備論はいまでも新しいテーマだと思っているわけです。

森 確かに社会資本というのは、国民生活、あるいは国の産業を支えるいちばん大事な基盤ですから、高齢化、少子化といった影響が顕在化する前に、必要なものはしっかりと整備しておく必要があるというのはおっしゃるとおりです。我々は現在でもそう

いう主張はしているのですが、いまは財政その他の議論が強くて、国土政策的な議論が少ないことは、残念な気がしております。

望月 もう十数年前になるでしょうか、アメリカで公共投資抑制のツケとして、「荒廃するアメリカ」ということがよく話題になりました。その後アメリカ政府も積極的に対応したという経緯があるわけですが、そういうことも踏まえながら、このシンポジウムの様子をまとめた本のはしがきで、私は、あまりシュリンクすると「ひよわな成熟社会」になると言わせてもらいました。「荒廃する」とまでは言いませんでしたが、要するに社会活力、生活基盤活力について手を打つべきものはきちんと見据えよう。議論の切り口としてそういうことを一つお願いしていたような気がします。シンポジウムの中身は、何ととっても当時の喫緊の課題として財政構造改革がクローズアップされていましたから、どちらかというと税金中心というか、財政中心の公共投資論が色濃かったかもしれませんが、そういうことでお願いしたことを思い出します。

森 このシンポジウムの講演録、これは、建設経済研究所がまとめた「公共投資レポート - 後世に何を残すか・今あえて公共投資を問う - 」という印刷物と合体した形で本になっています。

望月 この本は確か店頭に並びましたよね。

森 はい。大成出版社から発行されています。

望月 何部売れたか記憶はありませんけれども、書店にも並べ、国民の皆さんが手に取って見ていただけることを視野に入れてチャレンジした。その意味はあったと思います。

- 「社会資本読本」の編集・発行 -

森 ご在任中の出版活動としてはもう一つ、『社会資本読本』がございます。B5判、180ページという手頃な本ですが、個別に事例を示しながら社会資本の役割や整備の効果を非常にわかりやすく解説し、まさに読本になっているわけです。ここでは公共投資の重要性だけではなく、後半のほうでは、事業の重点化・効率化、あるいは投資効果の的確な把握、事業実施過程の透明化といったことも強調されております。これらはその後さらに公共事業バッシングが強まって、現在は国土交通省でもこういったことが政策の中心になっているわけですが、当時からすでに相当な危機感をお持ちになっていたということでしょうか。

望月 私ばかりではなく皆さん同じように持っていたと思いますね。行政当局もみんな持っていたけれども、それをまとめて整理し、我々の議論をさらに深めていく一助にしなければいけない。研究所にはそういう役割も一つあるという思いも当然踏まえていたわけです。

いみじくもいま言っていたように、『社会資本読本』は、挙げて一般国民の皆さんの目に触れていただくことを期待しながら編集をした。多少裏話をする、実は出来上がったものを見ると物足りなさが沢山あるというご指摘も当然あると思います。なぜならば、先ほども言いましたが、どうしても建設省所管の社会資本に偏りがちで

あったからです。社会資本というのはもっと広いものだと思いますが、どちらかというと、データの都合からしてもそういうふうにやらざるを得なかったという面があります。

それから、出来上がったものも硬過ぎるわけです。実はこれを作るときにマスコミの人達とも相談し、素材だけ整理してマスコミの皆さんにリライトしてもらおうかと思ったことがあるのです。それはいつかはぜひやりたいという思いを持ちながら、結局、直接研究所のスタッフでやりました。

このことで一言いっておきたいのは、建設経済研究所にはいろいろな企業からの出向の方がいらっしゃいますので、その皆さんが共通の問題意識を持って、共同して取り組みをする場にもしたい。そのためには研究員の直轄で手掛ける。もちろんその間においては主務省のご協力もいただいています。全員がとは言いませんが、10人くらいの者が参画し、分担して一生懸命書きました。私も理事長として、本の編集というよりも中身の点検を毎回毎回会議室でやりました。

企業からの出向ではあるけれども、世の中はここまで来ている、そういう時代だということを研究員の方にもしっかり認識してもらおう。トータルを見ながら、問題意識を共有することも期待しての勉強でした。

この本の出来ということになりますと、正直言ってこれは第1チャレンジであり、もの足りません。再度挑戦してみるに値するのではないかと思ったりします。

森 はい。

望月 『社会資本読本』では、社会資本とはいいものだとか、どんどんやるべきであるとか、そういうことを言っているつもりは毛頭ありません。冒頭に言いましたように、国民的議論の中でコンセンサスを形成し、正しい理解の中で意思決定をしていただきたい。そういうことになると、やはり戒めなければならない部分というか、新たに向き合わなければならない課題が沢山あるわけです。事業の重点化の問題であったり、効率化の問題であったり、あるいは透明性の問題、コストの問題、いろいろあります。ストックとしてまだ不十分だ、たちおけているからとか、成長力があるうちに何が何でも整備すべきだとかいう一本調子の主張だけではなく、自ら克服しなければならない足元の課題がこんなにある。それに真正面から向かい合い、掘り下げた議論を深めることで政策に結びつけよう。そういう思いを込めていました。その思いが必ずしも思いどおりに編集できていないというもどかしさは残っていますが、そういう経過があったという意味で、これは私にはわりと思い出深いものなのです。

- 第2回アジアコンストラクト会議への参加等

森 当研究所の活動の一つの柱として国際交流があります。まず平成8年10月に韓国のソウルで、発足して2回目のアジアコンストラクト会議が開催され、総裁は団長としてご出席をいただいております。このアジアコンストラクト会議についての思い出等ございましたらお願いいたします。

望月 これは私が海外に出向いた国際会議としてはまさしく唯一のものです。韓国のクリス(KRHS、Korea Research Institute for Human Settlement 邦訳名は「国土研究院」とセリック(CERIK、Construction & Economy Research Institute of Korea 邦訳名は「韓国建設産業研究院」)がいろいろご準備していただいた会議ですが、私にはもうひとつ思い入れがありました。実は私は事務次官時代に、わずか2泊ですが駆け足で韓国に出張したことがあります。そのときの建設交通部(韓国建設交通省)の次官は柳(常悦)さんで、彼ともいろいろ議論をした経過があります。なかなかの大人物で、この方との再会も楽しみだったのです。

アジアコンストラクト会議では、及ばずながら私は基調報告をさせていただきました。この会議は、参加国がそれぞれ様々な事情を抱え、国情の違いもある。それを踏まえながら、とにかくアジアコンストラクト会議という一つの場で、建設産業、公共投資論について意見交換しようという会議であったものですから、その辺を意識して報告したわけです。

そのときに私は、日本の公共事業、あるいは日本の行政は、こんなすばらしいことをやっているというトーンではお話ししたくない。自分達がやってきた経過、取り組みの意図や意識を披露しながら、やはりある種の曲がり角意識、ものによっては反省もあるということを申し上げてやろう。そういうことを基本にした基調報告をやったつもりなのです。

同時に、私が建設経済局長であった昭和60年代の前半ごろから、建設産業の国際参入問題、外国企業の問題が大きなテーマとなっていました。建設産業の特性として、商品の輸出入とは違う。どこの国も雇用の問題等を抱えている。だから、決して頑に排他的にということではなく、それぞれの国情を踏まえながら、その中で我々はより国際的なパートナーシップというか、海外開放をやっていくべきだ。そのようなことを言ったような記憶があります。

森 はい、そういう記録が残っております。

望月 会議の中身は正確には覚えていないのですが、思い出深い大事な会議でした。

その後、この会議が毎年毎年1回も欠かすことなく続いていると何うにつけ、建設経済研究所の功績は大きいと思います。牧野前理事長のときに呼び掛けていただき、研究所が汗をかいてさまざまな苦勞をのりこえて、着実に定着しているというのは本当に嬉しいですね。

森 アジアコンストラクト会議は、昨年11月には中国が北京で開催してくれました。次はどこが引き受けてくれるかと思っておりましたら、実は2か国が手を挙げまして、結果としてはオーストラリアに落ち着きました。今年はオーストラリアで第9回が開かれるということで順調に発展をしてくれています。これも最初の1回、2回を特に日本と韓国とが中心になって軌道に乗せたということで、我々も誇りにしていい事業だと思っています。

望月 全く同感ですね。建設経済研究所としても限られた予算をやりくりしてですから、

やる限りはやはり意味のあることをやりたい。そういう意味で非常に重いですから、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

森 はい、ありがとうございます。

またそのすぐ後の11月には、建設市場調査と交流のため、スペインとイタリアにご出張され、スペインでは公共事業・運輸・環境省、イタリアではCRE S ME（建設市場・建設経済研究機構）を訪問されております。この両国についてご印象に残っていることをお話しいただけますでしょうか。

望月 スペイン、イタリアには入札契約制度の調査を中心に行ったわけです。しかし、その時点での両国の問題意識が我々とはまるで違う。私が出張した担当者からはこれと言った手応えは実感できませんでした。もちろん、イタリアやスペインではどうやっていますかということは聞いたのですが、それも基本的に我が国とは違うシステムで、あまり参考にならなかったような気がします。

入札制度の問題では、当時の私たちの課題意識や取り組みの方がより真剣ではないかという印象を持って帰ってきました。この両国に行った限りにおいては、あえてそこに学ぶというよりも、我々自身、建設経済研究所、建設省も突っこんだ調査、勉強をしていたわけですから、それをベースにして新しい制度設計をやる、そのために汗をかくことが大事だなという印象を確かめて帰ってきたという感じです。

森 街並みなどについてはいかがでしたか。

望月 ヨーロッパの街のある部分だけを見させていただいたに過ぎませんが、どの街もさすが基本的な社会資本がすでに整備されている国だという印象を強くしました。街並みも綺麗だし、住宅等の建物も日本のようにいわば消費財的に短期間で壊してしまうようなものではなく、何百年も続いている。歴史の重みがズッシリと息づいている。街を見た瞬間、ストックの美しさに強烈な印象を持ちました。

もう一つは、そこに住んでいる人達がそういう環境の上に生活を展開されている。外見だけですけれども、日本人のように何か落ちつきのない、そわそわ、がつがつした感じではない。一人当たりGDPからいうと日本よりもはるかに低い国ですが、そういうレベルではない、本当の意味の豊かさというものを感しました。社会資本をただ造るだけではなく、社会共有の財産としてその価値をいかに大事にしていくかという意識を随所に見せつけられた思いです。

私はあまり海外に行っていないのですが、ヨーロッパの街を一つ取ってみれば、かつての日本のような人口の急激な都市集中がないわけですから、都市と農村とのすばらしい関係があります。俗に言うスプロールのような無秩序な街づくりではなく、一つのコントロールが利いている。都市と農村の美しい調和に深い感銘を受けたものです。

森 都市にしても、地方にしても、長い歴史の中で培われてきた風景ですよ。

望月 そうそう。何もイタリア、スペインに限らず、ヨーロッパの国へ行くと例外なくそういう感想を持ちますね。逆に言えば、日本の街はいかに薄っぺらで貧しいかという

ことです。

森 日本もまた外国の人から見ればいいところもあるのでしょうけれど、急激な都市集中がもたらした歪みというものはやはり考えていかなければいけない。街づくりや国土づくりについて学ぶ点が大きいということですね。

望月 そうですね。強いて言えば都市農村計画的なものができなかった日本の歪みだと思います。国土交通省は都市計画をやり、農水省は農村をやるということで、結局、ばらばらなものがちまちまとあるということです。ランドデザインを持ってないでいる日本の政策の欠落のようなものを感じ、現役時代をふり返り、反省もさせられたことでした。

- 建設経済研究所に望むこと -

森 最後に、20周年を迎えた建設経済研究所に対して望むこと、期待されること等についてお願いしたいと思います。

望月 いまの研究所のあり方については全くすばらしい形で引き継いでいただいているので、それを着実に続けて頑張ってください。これは願望でありエールです。そういう前提の中で申し上げますと、先ほど来言っているように、国民共有の資産、言い換えれば生活活動、産業活動の基盤としての社会資本論というものに、改めて目を向ける部分があっていいのではないかと思います。

そこで申し上げたいことは、社会資本というとコンクリートと何かでモノを造るという意味だけではなく、守るべき社会資本というものもあるはず。社会資産と言ったらいいのかもしれませんが、社会資本と社会資産とは厳密には概念として違うのだろうと思いますが、その両方を視野に入れての社会資本論がどこかでできないかという思いが常にしております。せっかく国土交通省というより総合的な役所になったわけです。先ほど言いましたように、『社会資本読本』を作るときはどうしても建設省の分野が中心になりました。せめてそれを広げながら、もっと言うと、守るべき社会資本も視野に入れる。清流も水辺も、まち並みも景観も社会資本である、そういう意識でやっていただきたいと思います。

それと直接的に気になるのは、いま我が国で非常に言われるのは、公共事業はどういう成果を生んでいるのかという評価の問題です。事業の評価システムというのは、言葉はともかく意外と難しい。数値にならないけれども重要な項目が非常に多い。こういうものをどう把えるのか。これは非常に急がれる課題です。難しいことも事実ですが、評価システムを研究していただきたい。道路はこうだ、川はどうだという単体レベルもさりながら、トータルの評価システムです。地域評価システムになるのでしょうか、よくわからないのですが、そういう意味での評価システムに取り組むべきではないか。答えがうまく出るかどうかわかりませんが、非常に大事だと思います。

森 私どもも問題意識は十分持っておりまして、例えば「日本経済と公共投資」でも38号で挑戦しましたし、今度の40号でも挑戦はしております。いまおっしゃいましたよ

うに異なる事業を含めた評価は出来ないか。同じ事業の中でのプライオリティをつける手法はあるわけですが、異なる事業間で数量化し、優先順位を比較していくという事はなかなか難しい。よく予算編成時に、各省各事業のシェアが毎年度一定ではないか、もっと弾力的にという議論もあるわけですが、弾力的にやるためには異なる事業間の比較ができるような何らかの物差しが要ると思うのです。問題意識はあるのですが、なかなか難しいと思っております。

望月 極めて難題で、ある意味では「見果てぬ夢」のようなものかもしれませんが、チャレンジは続けていただきたいと思うのです。

もう一つは、いまどちらかというと、公共投資イコール税金でやるという決めつけがある。だから財政が苦しいから抑えろとなる。それが公共投資全体についてシュリンクしたようなムードになっていると思うのです。公共投資、あるいはそれを支える事業は、なにも税金だけではなく、もっと幅広いツールで実現する。その辺をもう一度整理していただいたほうがいいのではないかと思います。

端的に言いますと、財政が厳しいから有料道路もやめてしまえという話があります。料金によって賄う社会資本の整備という議論が、何か影が薄れているような気がするわけです。要するにイコール税金だという見方が定着してしまうと、財政構造改革の中では行き場がなくなってしまう。我々が本当に市民生活の中で求めている社会資本は、何も税金でやるものばかりではありません。金融も大事な役割を果たさずです。そういう意味でもっと幅広いツールを視野に入れた議論があってもいいのではないかと思います。

P F I 論ももっと真っ正面から取り組んでいただいたらどうかと期待をしております。

そのようなことが感想です。

さらにもう一つ付け加えますと、住宅金融公庫では住宅着工の見通しが非常に大事です。建設経済研究所の見通しは、我々の事業計画を立てるときの有力な指標の一つに位置づけさせていただいています。そういう意味で、すでに住宅の分野も含めての研究が進んでいるというのはよかったですと思います。さらに深めるべく、ますます頑張ってくださいと思います。

森 はい。いまのお言葉を踏まえながら、将来に向かって私共も努力してまいりたいと思います。本日はありがとうございました。

・都道府県・政令指定都市における入札・契約制度等に関する調査結果（2002年度）

主要な公共事業の発注者である地方公共団体のうち、都道府県・政令指定都市を対象に、主として一般競争入札方式、ダンピング等の低価格受注への対応及び工事代金支払い方法（中間前金払）について、その実態を調査し、今後の入札・契約制度の諸課題について調査研究するための基礎資料を得ることを目的に、02年10～12月にアンケート調査を行った。

具体的なアンケート項目としては、一般競争入札方式の適用範囲、低入札価格調査制度・最低制限価格制度に関する項目、入札時における工事費内訳書の提出等の状況、総合評価落札方式、及び中間前金払制度 等である。

注：本調査結果は、03年1月に発表した当研究所冊子『日本経済と公共投資 NO40』に収録の『ダンピング問題に関する考察』『公共工事における工事代金の支払方法に関する考察』（P61～86）において紹介済みのものを含んでいるが、今回、未紹介データである

- 「(1) 一般競争入札方式の導入状況」
- 「(2) 総合評価落札方式の実施状況」
- 「(2) 低価格受注への対策について（自由回答）」
- 「参考 低入札価格調査基準の公表」
- 「参考 最低制限価格基準額の公表」

を加え、まとめたものである。

1. 調査の概要

(1) 調査方法

郵送によるアンケート

(2) 調査対象

都道府県	47機関
政令指定都市	12機関

(3) 調査時期

平成14年10月27日～平成14年12月15日

回答は、平成14年10月1日時点における状況

(4) 回収状況

都道府県	46機関	(97.9%)
政令指定都市	11機関	(91.7%)

2. 調査結果

(1) 公共工事の入札・契約制度

一般競争入札方式の導入状況

図表1は、都道府県・政令指定都市における一般競争入札方式の対象工事額の下限額を示している。同表を見ると、10億円未満の工事にも同方式を導入している団体は、都道府県・政令指定都市を合わせて28団体と13年度の23団体に比べ増加し、逆に、WTO対象工事（14年度は22.2億円以上、13年度は25億円以上）にのみ導入している団体は、14年度21団体と13年度27団体から減少している。

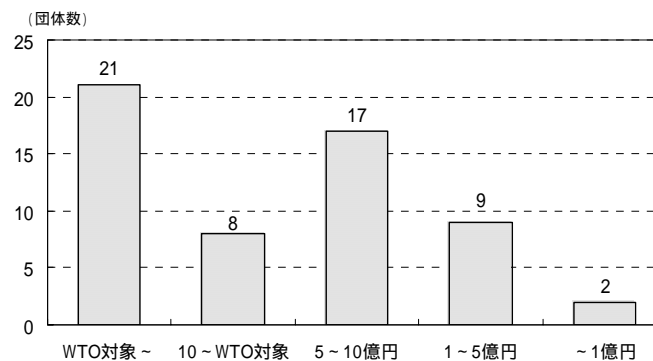
このように、一般競争入札方式の対象工事額は、より小規模な工事へ適用する団体が増加している傾向にある。

なお、10億円未満の工事にも適用している28団体の内訳（図表2）を見ると、9団体が1～5億円未満の工事に、2団体が1億円未満の工事に一般競争入札方式を適用している。

図表1 一般競争入札対象工事の下限額の状況（13年度比較）

	都道府県				指定都市				合計			
	14年度		13年度		14年度		13年度		14年度		13年度	
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合
WTO対象	15	32.6%	20	42.6%	6	54.5%	7	58.3%	21	36.8%	27	45.8%
WTO対象未満 10億円以上	8	17.4%	8	17.0%	0	0.0%	0	0.0%	8	14.0%	8	13.6%
10億円未満	23	50.0%	18	38.3%	5	45.5%	5	41.7%	28	49.1%	23	39.0%
その他	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%
合計	46	100.0%	47	100.0%	11	100.0%	12	100.0%	57	100.0%	59	100.0%

図表2 一般競争入札の下限額の状況（14年度）



図表3 一般競争入札の下限額の状況（団体別）

地方公共団体名	一般競争入札の適用範囲		
	土木	建築	備考
1 北海道	5億円以上		
2 青森県	5億円以上		
3 岩手県	1億円以上		
4 宮城県	1000万円以上		
5 秋田県	22.2億円以上		
6 山形県	4000万円以上		1000万円以上についても発注者判断により適用
7 福島県	22.2億円以上		
8 茨城県	2億円以上		
9 栃木県	22.2億円以上		
10 群馬県	10億円以上	15億円以上	
11 埼玉県	1億円以上		金額は設計金額
12 千葉県	10億円以上		
13 東京都	9億円以上		金額は予定価格
14 神奈川県	5億円以上		
15 新潟県	10億円以上		金額は予定価格
16 富山県	10億円以上		
17 石川県	7.3億円以上		
18 福井県	5億円以上	10億円以上	
19 山梨県	3億円以上		
20 長野県	10億円以上	20億円以上	
21 岐阜県	5億円以上		
22 静岡県	1億円以上		
23 愛知県	22.2億円以上		金額は設計金額
24 滋賀県	22.2億円以上		
25 京都府	22.2億円以上		
26 大阪府	22.2億円以上		金額は予定価格。他、特殊工事で競争性確保が必要な工事
27 兵庫県	22.2億円以上		
28 奈良県	5億円以上	7億円以上	
29 和歌山県	22.2億円以上		
30 鳥取県	22.2億円以上		
31 島根県	8億円以上		
32 岡山県	22.2億円以上		
33 広島県	10億円以上		金額は設計金額
34 山口県	22.2億円以上		
35 徳島県	10億円以上		
36 香川県	5億円以上		金額は設計金額
37 愛媛県	10億円以上		他、特定JV発注工事
38 高知県	7億円以上		
39 福岡県	5億円以上		
40 佐賀県	6.6億円		
41 長崎県	5億円以上(原則)		金額は設計金額
42 熊本県	22.2億円以上		
43 大分県	2億円以上		
44 宮崎県	22.2億円以上		金額は予定価格
45 鹿児島県	22.2億円以上		
46 沖縄県	7.3億円以上		
47 札幌市	5億円以上		
48 仙台市	3億円以上		金額は予定価格
49 千葉市	22.2億円以上		金額は設計金額
50 横浜市	22.2億円以上		
51 川崎市	3億円以上	6億円以上	金額は概ね
52 名古屋市	22.2億円以上(原則)		一部部局において6億円以上工事にも適用
53 大阪市	22.2億円以上		
54 神戸市	22.2億円以上		
55 広島市	3億円以上		
56 北九州市	5億円以上		金額は予定価格
57 福岡市	22.2億円以上		

一般競争入札には、制限付き一般競争入札を含む。

(2) ダンピング等の低価格入札への対策

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の実施状況

公共工事におけるダンピング等の低価格入札による弊害を防止する主な制度としては、国等においては「低入札価格調査制度（会計法）」があり、また、地方公共団体においては「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」（地方自治法）がある。

特に、低入札価格調査制度については、最低制限価格制度に比べ競争性を確保する点において望ましい方法として位置付けられている。これは、最低制限価格制度が一定の基準額以下の入札者を自動的に排除する仕組みであり、低価格受注への簡便な対抗手段とされる反面、「発注者が競争の利益を十分に享受することができなくなる」等のデメリットが指摘されることによる。ただし、低入札価格調査制度の導入にあたっては、その排除の実効性を確保するための調査・審査体制の整備が重要となってくる。

図表 4 は、都道府県・政令指定都市における低入札価格調査制度の提供範囲を表している。

「1億円未満」の工事にも低入札価格調査制度を適用している都道府県・政令指定都市は19団体、逆に「WTO対象」工事にも適用している団体は12団体となっている。

図表 4 低入札価格調査制度の下限額

	WTO対象以上	10億円以上 WTO対象未満	1億円以上 10億円未満	1億円未満	合計
都道府県	10 21.7%	0 0.0%	21 45.7%	15 32.6%	46 100.0%
政令指定都市	2 18.2%	0 0.0%	5 45.5%	4 36.4%	11 100.0%
合計	12 21.1%	0 0.0%	26 45.6%	19 33.3%	57 100.0%

図表5 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況（団体別）

地方公共団体名	低入札価格調査制度		最低制限価格制度	
	適用範囲		適用範囲	
1 北海道	条件付及び制限付一般競争入札、入札時VE対象工事	500万円以上(予定価格)		
2 青森県	5000万円以上(設計金額)	左欄対象以外		
3 岩手県	条件付一般競争入札以上	左欄対象以外で、発注者判断による		
4 宮城県	1千万円以上	左欄対象以外		
5 秋田県	1億円以上	左欄対象以外		
6 山形県	4000万円以上	左欄対象以外		
7 福島県	一般競争入札、VE対象(試行)工事	左欄対象以外		
8 茨城県	1億円以上	左欄対象以外で土木・建築は3000万円以上(設備は2000万円以		
9 栃木県	一般競争入札、公募型指名競争入札	左欄対象以外		
10 群馬県	一般競争入札、公募型指名競争入札、入札時VE対象工事	契約担当者判断による		
11 埼玉県	1000万円以上(設計金額)	-		
12 千葉県	一般競争入札、公募型指名競争入札	2億円未満		
13 東京都	建築5億円以上、土木4億円以上、設備1.2億円以上(予定価格)、入札時VE対象工事	左欄対象以外(予定価格250万円以上)		
14 神奈川県	WTO対象工事、解体工事1000万円以上	土木2000万円以上、建築1000万円以上		
15 新潟県	3億円以上(意向審査型指名競争入札以上)	左欄対象以外(予定価格250万円以上)		
16 富山県	500万円以上	-		
17 石川県	WTO対象工事	指名競争入札		
18 福井県	2億円以上(予定価格)	左欄対象以外		
19 山梨県	WTO対象工事	左欄対象以外		
20 長野県	250万円以上	-		
21 岐阜県	全ての競争入札	-		
22 静岡県	5000万円以上	左欄対象以外(予定価格250万円以上)		
23 愛知県	全ての競争入札	-		
24 滋賀県	土木1億円以上、建築1.3億円以上	左欄対象以外		
25 京都府	概ね5億円以上(一般競争入札、公募型指名競争入札)	左欄対象以外(指名競争入札、簡易公募型指名競争入札)		
26 大阪府	土木1.8億円以上、建築3.5億円以上、電気・管1億円以上(予定価格)、昇降機設備全て	左欄対象以外		
27 兵庫県	1億円以上	左欄対象以外		
28 奈良県	WTO対象工事	5000万円以上		
29 和歌山県	5千万円以上	左欄対象以外(原則)		
30 鳥取県	2億円以上(原則)	左欄対象以外(原則)		
31 島根県	2億円以上(一般競争入札、公募型指名競争入札)	左欄対象以外		
32 岡山県	3000万円以上、設計金額事前公表工事(一般競争入札以外は試	左欄対象以外		
33 広島県	1億円以上(予定価格)	左欄対象以外(250万円以上)		
34 山口県	500万円以上(予定価格)	-		
35 徳島県	1億円以上(設計金額)	左欄対象以外		
36 香川県	5000万円以上(設計金額)	左欄対象以外(予定価格250万円以上)		
37 愛媛県	全ての競争入札	-		
38 高知県	1億円以上	左欄対象以外		
39 福岡県	WTO対象工事	左欄対象以外		
40 佐賀県	WTO対象工事	左欄対象以外		
41 長崎県	1億円以上(設計金額)	左欄対象以外		
42 熊本県	WTO対象工事	左欄対象以外		
43 大分県	1億円以上	左欄対象以外		
44 宮崎県	WTO対象工事	左欄対象以外		
45 鹿児島県	WTO対象工事	左欄対象以外		
46 沖縄県	WTO対象工事	左欄対象以外(予定価格250万円以上)		
47 札幌市	2億円以上(設計金額)	左欄対象以外		
48 仙台市	1000万円以上(予定価格)	-		
49 千葉市	1億円以上(設計金額)	左欄対象以外(原則)		
50 横浜市	WTO対象工事	左欄対象以外		
51 川崎市	概ね1.5億円以上	左欄対象以外		
52 名古屋市	一般競争入札工事(原則)	-		
53 大阪市	建築7.5億円以上、その他6億円以上(一般競争入札、公募型指名競争入札)	左欄対象以外		
54 神戸市	5000万円以上(予定価格)	左欄対象以外		
55 広島市	全ての競争入札	-		
56 北九州市	一般競争入札、公募型指名競争入札(土木・建築含む11工種)	通常指名競争入札(土木・建築含む11工種)		
57 福岡市	全ての競争入札	全ての競争入札		

低入札価格調査の調査方法（調査内容）

図表 6 は、都道府県・政令指定都市における低入札価格調査で実施された項目（調査内容）である。

各団体で実施された低入札価格調査は、その工事の規模・内容等様々であり一概に論じることができないが、このアンケート結果だけを見ると、主だった調査項目については、ほとんどの団体で実施している。

ただし、「下請・資材業者へのヒアリング（22.0%）」「下請業者・資材業者からの見積書の確認（33.9%）」の回答は極端に低い結果となっている。

なお、図表中の「n.その他」の内容は、「業法違反の有無」「賃金不払いの状況」「下請支払いの遅延状況」等となっている。

図表 6 低入札価格調査の内容

調査方法の項目		回答団体数	
		団体数	全体比
a	その価格で入札した理由	49	83.1%
b	入札金額の積算内訳書	50	84.7%
	単価表示を求める	31	52.5%
	単価表示を求めている	10	16.9%
	未回答	9	15.3%
c	手持ち工事の状況	51	86.4%
d	下請・資材業者へのヒアリング	13	22.0%
	全ての調査で行う	3	5.1%
	ほとんどの調査で行う	1	1.7%
	稀に行う	7	11.9%
	未回答	2	3.4%
e	下請・資材業者からの見積書の確認	20	33.9%
	全ての調査で行う	12	20.3%
	ほとんどの調査で行う	3	5.1%
	稀に行う	5	8.5%
f	工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連	45	76.3%
g	手持ち資材の状況	47	79.7%
h	資材購入先及び購入先と入札者との関連	48	81.4%
i	手持ち機械数の状況	49	83.1%
j	労務者の具体的な供給見通し	48	81.4%
k	過去に施工した公共工事(工事成績状況含む)	50	84.7%
l	建設副産物の搬出・処理	18	30.5%
m	経営状況(取引金融機関等への照会)	48	81.4%
n	その他	19	32.2%
o	調査対象案件がない	5	8.5%

工事費内訳書について

入札時における工事費内訳書の提出については、公共工事適正化指針においても、不良・不適格業者の参入を排除し、談合等の不正行為やダンピング受注の防止の観点から要望されている。

図表 7 は、都道府県・政令指定都市において入札時における工事費内訳書の提出又は提示¹を求めているか、また、求めている場合の工事費内訳書は、各費目の単価を表示しているかを聞いた結果である。

まず、入札時の工事費内訳書の「提出」については、全ての工事を対象に求めているのは 4 団体、一部の工事（一定金額以上の工事等）では 26 団体となり、計 30 団体と過半数の団体で提出を求めている結果となった。ただし、工事費内訳書には、費目と工種別の金額を表示しただけの比較的に簡単なものから、各費目の細目毎の単価まで表示したものがあるが、より詳細な単価まで表示したものまで求めているのは、提出を求めている 30 団体のうち 12 団体（細目毎の単価表示を全ての工事及び一部の工事で求めていると回答した団体の合計）と必ずしも多くない結果となっている。

図表 7 入札時における工事費内訳書の提出（提示）状況

	合計		全ての工事において、細目毎の単価が表示されたもの	一部の工事において、細目毎の単価が表示されたもの	単価の表示は特に求めていない	その他
	数	全体比				
合計	57	100.0%	17	9	26	0
全体比			29.8%	15.8%	45.6%	0.0%
全ての工事において、入札参加者から提出を求めている	4	7.0%	3	0	1	0
一部の工事において、入札参加者から提出を求めている	26	45.6%	6	3	17	0
全ての工事において、入札参加者から提示を求めている	8	14.0%	6	0	2	0
一部の工事において、入札参加者から提示を求めている	10	17.5%	2	5	3	0
工事費内訳書の提出又は提示を求めていない	5	8.8%	-			
その他	4	7.0%	0	1	3	0

¹ 提出は発注者で内訳書が保管されるのに対し、提示は発注者による閲覧が入札時に行われるのみである。

総合評価落札方式の実施状況

「総合評価落札方式」は、価格の競争により落札者を決定するのではなく価格以外の要素（技術提案）と価格を総合的に判断し落札者を決定する方式である。

「総合評価落札方式」の都道府県・政令指定都市における平成13・14年度の実施状況（一般土木・建築工事）は、13年度は「岐阜県」「兵庫県」で各1件、14年度は「東京都」2件、「兵庫県」1件という結果となった。

ちなみに、同方式は、国土交通省においても平成11年度から試行が実施された新しい落札方式と位置づけられるもので、国土交通省直轄工事（8 地方整備局分、港湾空港関係除く）のうち、平成13年度34件、平成12年度6件となっており、平成13年度は前年度に比べ大幅に件数を拡大している。なお、国土交通省直轄工事での平成13年度の総合評価落札方式において、落札者決定のための評価対象となる価格以外の要素としては、舗装工事における騒音低減や交通規制縮減日数、工期短縮等がある²。

図表8 都道府県・政令指定都市における総合評価落札方式の実施状況

	13年度		14年度(10月1日まで)		備考
	一般競争入札	指名競争入札	一般競争入札	指名競争入札	
東京都	-	-	2	-	他、設備工事で13年度2件、14年度1件あり
岐阜県	-	1	-	-	
兵庫県	-	1	-	1	
合計	-	2	2	1	

² 国土交通省の状況は、同省「13年度の多様な入札契約方式の実施状況（平成14年7月1日）」より。

低価格受注への対策について（自由回答）

極めて低い価格による入札について、国をはじめとした行政・発注者が実施した方がよいと考えられる有効な対策について、自由記入にて回答を得た（図表9）。

複数の団体から回答を得た項目を整理すると、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に関する項目が合計で9団体、特に「低入札価格調査対象の監督体制の強化（施工管理体制の充実、検査基準の厳格化等）」については5団体と最も多くなっている。また、「公共工事におけるダンピングに関する統一的な基準（見解）の作成」及び「履行保証割合の見直し（引き上げ）」が3団体となっている。

図表9 低価格受注への有効な対応策（自由回答）

極めて低い価格による入札について、行政・発注者が実施した方がよいと考えられる有効な対応策	回答 団体
公共工事におけるダンピングに関する統一的な基準（見解）の作成	3
低入札価格調査制度 等	
低入札価格調査制度における排除基準の作成・明確化	1
低入札価格調査対象工事の監督体制の強化（施工管理体制の充実、検査基準の厳格化 等）	5
低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の厳格な運用	3
入札時における工事費内訳書の提出	1
履行保証割合の見直し（引き上げ）	3
第三者監視委員会の充実	1
不良・不適格業者の排除の徹底	1
配置技術者の増員	1
施工体制台帳の提出	1
コスト管理を意識した発注方式（PFI、CM方式等）の採用	1
積算基準 等	
全国統一の単価ではなく、地方整備局単位の単価の導入	1
経費に関する一定基準の設定	1

< 参考 >

) 低入札価格調査実施状況

図表 10 は、都道府県・政令指定都市における低入札価格調査の実施状況及び排除³件数である。

同表を見ると、低入札価格調査実施件数では、団体別あるいは地域別での差異が生じている状況が確認できる。具体には、調査件数が高くかつ排除件数も 2～3 割と比較的高い「宮城県」「山口県」のようなケースも見られる一方で、調査自体生じなかった団体もある。

ただし、図表 5 で示したとおり、同調査制度の適用範囲が団体で異なることに注意が必要である。

図表 10 低入札価格調査件数と排除件数（団体別）

地方公共団体名	低入札価格調査結果			地方公共団体名	低入札価格調査結果							
	調査件数(A)	排除件数(B)	B/A(%)		調査件数(A)	排除件数(B)	B/A(%)					
都道府県	1	北海道	11	0	0.0%	都道府県	30	鳥取県	6	0	0.0%	
	2	青森県	59	0	0.0%		31	島根県	0	0	-	
	3	岩手県	14	3	21.4%		32	岡山県	48	-	-	
	4	宮城県	162	10	6.2%		33	広島県	1	0	0.0%	
	5	秋田県	20	0	0.0%		34	山口県	58	17	29.3%	
	6	山形県	24	0	0.0%		35	徳島県	4	2	50.0%	
	7	福島県	0	0	-		36	香川県	43	1	2.3%	
	8	茨城県	7	0	0.0%		37	愛媛県	150	0	0.0%	
	9	栃木県	0	0	-		38	高知県	19	3	15.8%	
	10	群馬県	0	0	-		39	福岡県	0	0	-	
	11	埼玉県	39	0	0.0%		40	佐賀県	0	0	-	
	12	千葉県	1	0	0.0%		41	長崎県	17	0	0.0%	
	13	東京都	3	0	0.0%		42	熊本県	0	0	-	
	14	神奈川県	2	0	0.0%		43	大分県	13	1	7.7%	
	15	新潟県	0	0	-		44	宮崎県	0	0	-	
	16	富山県	25	3	12.0%		45	鹿児島県	0	0	-	
	17	石川県	0	0	-		46	沖縄県	0	0	-	
	18	福井県	1	0	0.0%		政令指定都市	47	札幌市	12	0	0.0%
	19	山梨県	1	0	0.0%			48	仙台市	29	0	0.0%
	20	長野県	70	1	1.4%			49	千葉市	4	0	0.0%
	21	岐阜県	4	0	0.0%			50	横浜市	1	0	0.0%
	22	静岡県	31	1	3.2%			51	川崎市	2	0	0.0%
	23	愛知県	43	1	2.3%			52	名古屋市	1	0	0.0%
	24	滋賀県	29	3	10.3%			53	大阪市	1	0	0.0%
	25	京都府	0	0	-			54	神戸市	15	0	0.0%
	26	大阪府	27	4	14.8%			55	広島市	150	2	1.3%
	27	兵庫県	31	1	3.2%			56	北九州市	6	1	16.7%
	28	奈良県	0	0	-			57	福岡市	48	0	0.0%
	29	和歌山県	12	0	0.0%			合計		1,244	54	4.3%

³ 辞退等の最低価格提示者を落札者としなかった場合も含む。

）低入札価格調査基準の公表

低入札価格調査制度における調査基準価格の公表（事前・事後）は、都道府県・政令指定都市を合わせて 36 団体とほぼ 3 分の 2 の団体で行なっている。

うち、都道府県 4 団体、政令指定都市 1 団体では、入札前の公表（いわゆる事前公表）を行なっている。

図表 1 1 低入札価格調査基準額の公表状況

	事後公表 している	事前公表 している	公表予定	検討中	公表の予 定はない	その他	合計
都道府県	26 56.5%	4 8.7%	0 0.0%	6 13.0%	8 17.4%	2 4.3%	46 100.0%
政令指定都市	5 45.5%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	4 36.4%	0 0.0%	11 100.0%
合計	31 54.4%	5 8.8%	0 0.0%	7 12.3%	12 21.1%	2 3.5%	57 100.0%

）最低制限価格基準額の公表

最低制限価格の公表（事前・事後）は、都道府県・政令指定都市を合わせて 28 団体と半分近い団体で行なっている。

最低制限価格の公表を行なっている団体数の内訳は、都道府県 18 団体、政令指定都市 4 団体は事後公表、都道府県 4 団体は事前公表を行なっており、また、都道府県・政令指定都市の各 1 団体では予定価格に対する最低制限価格の基準割合を公表している結果となった。

図表 1 2 最低制限価格の公表状況

	事後公表	事前公表	割合を公 表	公表予定	検討中	公表して いない	その他	未採用	合計
都道府県	18 39.1%	4 8.7%	1 2.2%	0 0.0%	5 10.9%	11 23.9%	0 0.0%	7 15.2%	46 100.0%
政令指定都市	4 36.4%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 18.2%	1 9.1%	3 27.3%	11 100.0%
合計	22 38.6%	4 7.0%	2 3.5%	0 0.0%	5 8.8%	13 22.8%	1 1.8%	10 17.5%	57 100.0%

(3) 工事代金支払い(中間前払金)について

中間前払制度⁴の導入状況

図表 13 は、02 年度 10 月 1 日時点における都道府県・政令指定都市での中間前払制度の導入状況である。この結果を見ると、都道府県・政令指定都市においては、3 分の 2 に当たる 38 団体が「導入している」と回答、一方「導入していない」とする回答が 16 団体となっている。

図表 13 中間前払制度の導入状況

	導入している	導入していない	導入予定である	検討している	その他	合計
都道府県	33 71.7%	11 23.9%	1 2.2%	1 2.2%	0 0.0%	46 100.0%
政令指定都市	5 45.5%	5 45.5%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	11 100.0%
合計	38 66.7%	16 28.1%	1 1.8%	2 3.5%	0 0.0%	57 100.0%

中間前払制度普及していない理由

図表 13 で示すとおり、多くの都道府県・政令指定都市で導入されているが、工事毎で見ただけの場合、必ずしも中間前払の実施件数は多くないと言われている。このため、中間前払制度が地方公共団体において導入しているが普及していない理由、あるいは、現時点で導入していない理由を尋ねたのが、図表 14 である。「受注者側に請求の意思がない」という回答が 32.9%と最も多く、また「その他」の意見としては、「中間前払を選択すると部分払が行われないため、受注者が部分払を選択する」という回答が多かった。

図表 14 中間前払制度が地方公共団体において導入しているが普及していない理由、あるいは、現時点で導入していない理由

	財政上の理由	発注者業務の負担増加		実際には工事を中断することがある	設計変更があるが対応が困難	中間前払の必要性を感じない	請負者側に請求の意思がない	その他	無回答	合計
		出来高(出来形)の認定に伴う業務	支払事務に伴う業務							
都道府県	0 0.0%	6 10.2%	3 5.1%	0 0.0%	2 3.4%	6 10.2%	22 37.3%	12 20.3%	8 13.6%	59 100.0%
政令指定都市	1 7.1%	2 14.3%	1 7.1%	0 0.0%	1 7.1%	1 7.1%	2 14.3%	3 21.4%	3 21.4%	14 100.0%
合計	1 1.4%	8 11.0%	4 5.5%	0 0.0%	3 4.1%	7 9.6%	24 32.9%	15 20.5%	11 15.1%	73 100.0%

(担当：佐藤)

⁴中間前払制度とは、工期の 2 分の 1 を経過し、かつ進捗率が 50%以上であり、工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が実施されていることを条件に、請負金額の 2 割を当初の前払金(4 割)に追加して支払う制度。

・ オーストラリアの建設市場 - 「第 8 回アジアコンストラクト会議」資料から -

2002 年 11 月に中国北京で開催された、第 8 回アジアコンストラクト会議のレポートより、オーストラリアの建設市場について紹介する。

1. マクロ経済の見通し

1.1 国内経済の概観

表 1 オーストラリアのマクロ経済指標

	1998	1999	2000	2001	2002#
GDP と構成要素					
実質 GDP*(百万豪ドル 季調済四半期)	150,74	157,04	159,10	165,85	172,70
GDP(名目)	150,18	156,71	159,74	165,711	172,50
GDP 成長率(%)	5.7%	4.1%	1.3%	4.2%	4.0%
農業、林業、水産業					
成長率(%)	3.3%	6.4%	0.6%	2.6%	1.7%
鉱業、採石業					
成長率(%)	1.2%	6.0%	9.4%	1.9%	2.5%
製造業					
成長率(%)	3.8%	2.3%	3.8%	-0.3%	4.5%
サービス業(金融、保険、不動産、ビジネスサービス)					
成長率(%)	7.6%	8.6%	4.8%	7.0%	3.0%
建設業					
成長率(%)	13.2%	4.0%	-4.4%	-7.5%	8.8%
人口指数					
人口(百万人)	18.8	18.9	19.2	19.4	19.6
人口増加率(%)	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%	1.1%
労働人口(百万人)	8.6	8.8	9.1	9.2	9.3
労働人口増加率(%)	2.0%	2.3%	3.0%	1.1%	1.9%
失業率(%)	7.8%	6.9%	6.3%	6.8%	6.3%
金融データ					
短期利率(%)	4.8%	5.6%	6.1%	4.3%	5.1%
長期利率(%)	5.6%	5.8%	6.4%	5.6%	6.1%
消費者物価指数の変化	0.9%	1.5%	4.5%	4.4%	3.0%
小売り銀行 住宅貸出利率	6.5%	6.8%	8.0%	6.0%	6.7%
豪ドルの対米ドル為替レート	\$0.61	\$0.65	\$0.55	\$0.51	\$0.58

* 1999-2000 年度価格 # 予測値

出典： ABS、RBA、Access Economics

オーストラリア統計局(ABS)が発表した最新の経済データによると、2001-02年度(2002年6月までの1年間)は実質国内総生産(GDP)が3.8%伸び、6四半期連続の成長を記録した。ただし、2002年6月期の四半期成長率が0.6%と過去10年間の四半期平均値0.8%を0.2ポイント下回っ

ており、国内経済の鈍化を示す徴候もある。

オーストラリアの経済動向は輸出と国内需要に左右される。この 1 年間は小売上で消費者支出が約 6%増加し、国内需要が GDP 成長を後押しした。その推進力となったのが低金利、雇用増加、賃金上昇である。

国内需要とは対照的に、オーストラリアの輸出は減少した。これは、2001 年の世界経済の減速（特に 2001 年末に集中した低迷）によるものである。日本と欧州連合（EU）向けの輸出は、10%以上の減少を記録した。しかし、オーストラリアの貿易相手国第 3 位の韓国、第 5 位のニュージーランドは例外で、両国の経済成長が堅調だったことを反映して、両国向けの輸出は 10%以上増加した。国内経済の変化でオーストラリアの輸出も多様化してきているが、輸出の中で資源部門（鉱業、農業）のウエイトは今もかなり大きい。資源輸出の割合は、20 年前は輸出全体の 80%近くあったが、現在は約 60%に減少している。それでも、世界の先進国の水準と比べて今も非常に大きく、オーストラリアは世界経済の変化の影響を受けやすい。

この 20 年間は、技術革新、グローバル化、金融規制緩和が急速に拡大して、国内経済の状況が著しく変わった。経済の構成要素が一変し、従来の経済市場の様子が変化してきている。具体的な変化としては、対外貿易障壁の撤廃、国営企業の民営法人化、労働市場の新規制（労使関係を含む）導入等による競争活動改革などがある。

こうした貿易・規制の変化を反映して、各産業部門が様々な成長率を記録した。表 2 に 2001-02 年度と過去 16 年間の GDP 成長率を産業別に示す。特に目立つのは、知識部門のサービス産業の成長率が高いことである。

表 2 オーストラリアの産業別 GDP 成長率

産業部門	GDP 成長率 2001-02 年度	GDP 年間成長率 1986-87 年度～2001-01 年度
製造	11.6	2.3
不動産 / ビジネスサービス	11.3	6.0
金融 / 保険	6.6	5.3
建設	5.5	3.7
鉱業	4.5	4.7
農業 / 林業 / 漁業	3.2	2.7
通信サービス	2.9	9.2
公益事業	2.3	2.6

* 他の各種サービスはオーストラリア GDP の 52%を占める。

出典： ABS Cat No 5206

1.2 今後のオーストラリア経済の見通し

オーストラリア経済のファンダメンタルズは健全であり、経済成長を続けるための安定した基盤になっている。現在、世界の各種指標が世界経済の回復の遅さを示しており、今後も海外の出来事や世界金融市場の低迷が経済指標に現れる可能性がある。いくつかの主要国では、金融問題と企業会計問題の関連およびその基礎を成す国内経済が今も不透明であるため、景気回復の程度と持続性が不確実である。情勢が上向けば世界経済の成長が加速され、オーストラリアの輸出部門が恩恵を受けることになる。

オーストラリアの国内経済は、小売支出が堅調で住宅ブームも持続していることから、2003年も成長が続くと予想される。世界の経済情勢によっては、現在の低金利ベースから徐々に金融政策の引き締めへと移行する可能性がある。その結果、好調の住宅部門も利息増加で減速することになる。エコノミストたちの一致した見方では、今後は企業投資支出(特に採鉱・インフラ工事に対する支出)による寄与が増大して、経済成長を支える構成要素が次第に変わってくる模様である。

オーストラリア経済は良好な状態にあるが、長期的な成長予測は世界経済とリンクしている。オーストラリア経済は今後、世界の景気回復と平行して成長することになる。リスクがあるとすれば、低水準にある金利とオーストラリアドルが上昇した場合、国内輸出業者の競争力が低下し、経済成長が抑制される恐れがある。

2. 建設産業の概観

2.1 建設産業の現状

オーストラリアの建設産業は国内経済に不可欠であり、その活動は住宅建設、都市開発からオフィスビル・工場の建設、航空・海上・道路輸送、電気通信、鉱業、エネルギー関連のインフラ整備と多岐に渡っている。加えて、他の多くの国内産業の効率化・生産性向上を実現するための基盤も提供するので、上記の活動以外の分野にも重要な影響を及ぼす。また、投資用不動産も資本市場に富をもたらしている。

2001-02年度の場合、国内建設産業はGDPの5.5%を占め、就業者数72万1,000人(国内労働人口の約7.8%)を擁した。国内の建設産業は、請負作業の種類、会社規模、技能レベル、使用する技術、必要な資本のいずれも、きわめて多種多様である。建設工事はプロジェクトごとに行われ、大手建設会社が各分野専門の下請け業者に発注する。結果として、建設関連業務を請け負う下位部門を構成する15万8,000社の企業のうち、小規模会社が大部分(14万7,000社)を占めている。こうした小規模会社は一般に、従業員数4人以下の自営業者である。

建設需要は、建設業全体で民間部門が半分以上を占め、残りの公共部門は主に土木工事

に集中している。政府契約のもと、公共部門取引の75%程度を民間部門が生産する。2001-02年度、建築完成工事（住宅／非住宅不動産）および土木建設の価額は概算で595億豪ドル（オーストラリアドル。以下同様。2001年の平均為替レート：1オーストラリアドル＝0.51米ドル＝62.88円で換算した場合約3兆7,400億円）で前年比15%の増となった。過去の建設活動は循環的な波があり、部門によって大きな差があったが、現在は基本的に成長基調にある。過去10年間の年間実質成長率は、住宅部門が6%、土木部門が5%を記録し、非住宅部門は1%であった。

この建設産業の変動は主として以下のような事項と関係している。

- 新しい政策の導入。例：オーストラリア連邦政府は2000年、国内で初めて住宅を購入する人を対象に、7,000ドル（一時的に1万4,000ドルに増額）を提供する初回住宅購入者助成金を導入した。
- 大規模な国家イベントが建設活動に影響。例：2000年シドニーオリンピックで広範な建築・インフラ工事が発生（ニューサウスウェールズ州政府はインフラプロジェクトに約20億ドルを支出）。
- 新しい財政手段。例：大規模インフラプロジェクトに対する官民パートナーシップ（シドニーの新しいスタンディストリビューター道路：12億ドル）。

表3はオーストラリア建設産業の部門別の伸びを示している。

表3 建設活動の概観 - 工事価額

建設活動の伸び率（％）	1998-99	1999-2000	2000-01	2001-02*	2002-03#
住宅	8	17	17	25	9
非住宅	5	3	15	6	3
土木	11	1	9	10	4
工事全体	8	6	14	15	2

* 概算 # 予測

出典：ABS、建設予測委員会、APCC

2000-01年度は建設産業の全部門が後退し、建設産業全体の成長率はマイナス14%となった。2001-02年度は上昇に転じ、特に住宅建設市場を中心に各部門ともプラス成長を記録した。短期予測の数字では、非住宅部門と土木部門が伸びる一方、住宅部門は1990年代末の高需要を経て徐々に下降していくと予想される。

2.2 今後の建設産業の見通し

建設産業に関する予測では、長期的には、大規模なインフラプロジェクトもいくつかあり、建設業全体が持続的成長を遂げる見通しであるが、住宅、非住宅、土木部門の各部門は、建設産業の景気循環の中でそれぞれ違った様相を帯びている。これについて、以下に建設産業の部門別に見てみる。

(1) 住宅

住宅部門は国内建設活動の約 45%を占める。2000-01 年度に下降した後、回復に転じた。住宅建設トレンド予測はオーストラリア調達建設評議会 (APCC) が行っている。APCC が 2002 年 7 月に発表した住宅建設予測 (部門別) を表 4 に示す。

表 4 住宅建設予測* (単位: 百万豪ドル)

	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07
新築	17,003	14,967	15,574	17,394	19,765
改築・増築	3,398	3,231	3,255	3,310	3,761
その他の工事	10,837	11,257	11,773	12,278	12,793
民間住宅計	31,238	29,455	30,602	32,982	36,319
公共住宅計	455	461	458	469	437
住宅建設計	31,693	29,916	31,060	33,451	36,757

出典: APCC 2002

住宅資産需要の今後については、人口の規模・構成の変化および社会経済的要因によってほぼ決まる。最近の人口統計トレンドから明らかなのは、各大都市部に雇用機会が発生すると人口移動が起こることである (現在は全人口の約 40% がシドニー或いはメルボルンに居住している)。加えて、再区画・都市計画政策で都市部の住宅用地が開放され、住宅区域の高密度化が可能になった。

低金利、住宅価格改善という経済環境が続き、投資用住宅資産の購入意欲に再び火がついたが、連邦政府が初回住宅取得者助成金の制度を導入して、潜在テナントを賃貸住宅から住宅取得へと引き寄せたため、所得収益が下降した分、投資用住宅のポテンシャルが低下している。主要都市の空室率は長期平均で約 2% であるが、ここへ来て 4% 前後に上昇した。結果は需要減退であり、特に民間住宅部門を中心に建設活動に流動が起きている。

(2) 非住宅

非住宅については、民間部門が活発に商業建設を支配する一方 (オフィス、ホテル、工

場、店舗、その他の事業所等)、公共部門は主として社会・コミュニティ関連の施設(教育、医療、レクリエーション施設等)を手がけている。非住宅施設の需要を左右する主な要因は、経済活動全般のほか、都市の発達および就業率の変化である。

非住宅部門が今後成長するかどうかは、各分野の建設活動に左右される。表5の非住宅建設の分野別予測値は、建設予測委員会の2002年の予測によるものであるが、同委員会は以下のように概観している。

表5 非住宅建設の予測*(単位:百万豪ドル)

部門	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07
ホテル	746	845	876	922	973
店舗	2,189	2,358	2,425	2,397	2,394
工場	1,038	1,103	1,111	1,148	1,194
オフィス	2,754	2,766	2,859	2,990	3,061
その他事業所	1,800	1,661	1,699	1,860	2,027
教育施設	1,586	1,508	1,490	1,525	1,579
医療施設	1,401	1,439	1,483	1,580	1,703
娯楽施設	1,005	1,030	1,041	1,095	1,163
その他	930	969	993	1,031	1,077
非住居施設合計	13,449	13,680	13,978	14,549	15,170

出典: 建設予測委員会(2002年)

ホテル - 「ホテル」には、ホテル等の旅行者向け宿泊施設、サービスアパートメント、モートル、ゲストハウス、ホリデイアパートメントが含まれる。ホテル建設のピークは1990年代の末であった。2000年シドニーオリンピックの期間中と期間後に旅行者が殺到すると予想され、それに対応する宿泊施設が必要だったからである。オリンピック後間もなくホテル設備が供給過剰になり、新規のホテル開発はほぼ休止状態となった。このほか、2001年9月のテロ事件、アンセット航空(オーストラリア第2位の航空会社)倒産も影響した。しかし、2002年中にホテル建設が増加し長期的に安定することを示す先行指標があり、回復を示す徴候が出始めている。

店舗 - 「店舗」には、小売店、ショッピングアーケード、レストラン、カフェ等が含まれる。店舗建設の需要は消費者支出の変化によって大きく左右される。また季節要因の影響も受ける。消費者支出が急上昇した1990年代末は、店舗建設も高水準にあった。2000-01年以降、消費者支出は以前よりゆるやかな水準で持続しており、店舗建設のペースも落ちてきた。先行指標によると、2002年と2003年も減速が続き、大型ショッピングセンターの改装・新規開発も減少する。

工場 - 「工場」には、製紙工場、鋳造所をはじめ、製造工程の一部を成す各種の作業場が含まれる。1990年代は工場建設のペースは穏やかであったが、しばらくオーストラリアドルが低水準で推移しているため、輸入競争品および製造品輸出に投資するインセンティブが以前より高まっている。2002年と2003年は工場建設活動が急増すると予測される。

オフィス - 高水準だったオフィススペース需要も 2001 年に沈静化し、2000-01 年は建設活動が鈍化した。最近では再び建設活動が上向いて来ており、先行指標では 2002 年～2003 年まで今の水準を維持する模様である。資本市場の自制傾向が新規オフィススペースの供給に影響し、投機的な開発は概して減ってきている。負債と資本を調達するには、賃借人の事前誓約を通じて新規プロジェクトのリスクを低減することが不可欠である。このことが影響して、循環的なオフィス需要に動の平滑化をもたらした。

その他の事業所 - 倉庫、ガソリンスタンド、駅・発着所、駐車場、電話局、フィルム現像所等が含まれる。1990 年代末、全般に高水準にあった事業投資に後押しされて、この部門の建設活動が活発化した。1998-99 年にピークに達した後に減速し、2000-01 年は持続可能な水準で推移している。上記の予測期間中は同じ水準を保つ見込みである。

教育施設 - 「教育施設」には学校、大学、図書館、博物館、美術館、研究所等が含まれる。教育施設の建設は過去 3 年間着実に増加し、2000-01 年にピークに達した。先行指標(許認可数、着工数)はピークがすでに終わったことを示しており、2002 年～2003 年に向けて徐々に通常レベルへ戻ると予測される。

医療施設 - 「医療施設」には病院、療養施設、手術室、メディカルセンター等が含まれる。1997-98 年以降、医療施設の建設は増えている。その主な要因はオーストラリア人の高齢化であり、医療および療養施設サービスの需要が急激に高まってきている。最近では、民間医療保険が復活したことも医療サービスの需要を刺激している。今後もこれらの要因が下支えとなって、医療施設の建設需要は高水準を維持すると予想される。

娯楽・レクリエーション施設 - 「娯楽・レクリエーション施設」にはカジノ、クラブ、映画館、体育館、スポーツセンター、レクリエーションセンター等が含まれる。この部門は、2ヶ所のカジノ(メルボルンの「クラウン」とシドニーの「スターシティ」)が建設された 1990 年代後半にピークを迎えた。2000 年以降は安定基調にあり、今後もこの傾向が続くと予測される。

その他 - 「その他」は、上記の分野に該当しない非住宅建物を指す。具体的には、老人ホーム(療養施設を除く)、救急センター、消防署、警察署、教会、刑務所、家畜小屋、裁判所などがある。この分野の施設は種類が多様であるため、今後も安定した水準で推移すると予測される。

(3) 土木

土木の最大分野は道路(橋梁を含む)である。道路以外には、発電、電気通信、水道・下水道、処理プラント(油送管、ガス管を含む)、その他の土木建設(鉄道、港湾、レクリ

ーション施設、パイプライン等)がある。土木建設工事の80%近くは都市部インフラ工事で、残りは採鉱その他の重工業向けの工事である。1990年代の10年間、土木工事の受注額は着実に増加した。今後も、土木建設は全体として順調に推移すると予測される。

表6 土木建設の予測* (単位:百万豪ドル)

部門	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07
道路	6,686	6,747	6,911	7,327	7,929
鉄道	1,597	1,403	1,429	1,580	1,819
港湾	272	267	275	293	312
貯水・給水	610	627	657	684	704
下水・排水	781	735	781	871	958
電気	3,132	2,825	2,866	3,232	3,806
レクリエーション	781	759	749	764	800
電気通信	2,929	2,892	2,939	3,103	3,263
採鉱(パイプライン含む)	3,561	3,589	3,731	4,050	4,381
その他	472	488	506	524	542
土木建設計	20,820	20,331	20,846	22,428	24,513

出典: 建設予測委員会(2002年)

土木建設活動についても同じく建設予測委員会が予測を行っており、各分野について以下のように概観している。

道路 - 国内の土木建設で最大の部門が道路である。道路建設の施工期間は長い。また、間もなく西シドニーで大型の環状幹線道路が着工するため、大幅な収入増となる。この道路の受注額は12億5,000万ドルで、2002年に着工し、2007年に開通予定である。

鉄道 - 「鉄道」には鉄道敷設、高架線、信号、プラットホーム、列車用トンネル等が含まれる。2000年と2001年は低迷したが、現在は状況が変化している。アリスプリングスとダーウィンを結ぶ鉄道プロジェクトが開始したほか、2002年には2つの大型鉄道プロジェクトが始まる。1つはビクトリア地域の高速鉄道プロジェクト(5億5,000万ドル)、もう1つはパラマツタ市の鉄道リンク(10億ドル以上、第1段階はエピングからチャッツウッドまで)である。これら3プロジェクトの支えで、2002年以降は鉄道建設が大きく拡大すると予測される。

港湾 - 「港湾」には、港、ポートハーバー、ヨットハーバー、防波堤、擁壁、ドック、埠頭、ターミナル、波止場、浚渫工事、マリナー等が含まれる。港湾建設の受注額は他の土木建設と比べて小さく、大規模プロジェクトが1つあるかどうかで大きく変わる。

貯水・給水 - 「貯水・給水」には、ダム、貯水池、水道管、処理プラント、エンドユーザーに到達する水道システム等が含まれる。貯水・給水工事は1990年代末に鈍化したが、その後通常レベル

まで回復した。今後もこの傾向が続くと予測される。

下水・排水 - 「下水・排水」には、汚水設備、雨水排水設備、下水処理プラント、雨水排水管、排水システム等が含まれる。下水・排水工事は2000年に高需要に沸いたが、その後は通常レベルへと鈍化した。今後数年も通常レベルのまま推移すると予測される。

電気 - 「電気」には発電、送電、配電が含まれる。1999年以降、ニューサウスウェールズ州、ビクトリア州、クイーンズランド州、ウェスタンオーストラリア州の新規プロジェクトにより電気建設工事が急増した。電気工事は、1998年はわずか16億ドルであったが、ピーク時の2001-02年度には34億ドルと倍増した。しかし最近の着工数は通常レベルまで減少しており、2003-04年度は28億ドルへと鈍化すると予測される。

レクリエーション - 「レクリエーション」には運動場、スタジアム、スイミングプール、ゴルフコース、レースコース、造園、公園等が含まれる。1996-97年度～1999-2000年度は、2000年シドニーオリンピックの会場建設で好況であった。今後は、ピーク時の1999-2000年度(11億ドル)から鈍化して、2002-03年度以降は通常レベルの8億ドルで安定すると予測される。

電気通信 - 「電気通信」には送電塔、電話線、同軸ケーブル等が含まれる。電気通信工事は1993-94年度の17億ドルから1999-2000年度の39億ドルへと大幅に伸びた。これは、携帯電話、payテレビ(有料放送)、インターネット等の新製品を使用するためのインフラが必要になったためである。この市場は今では成熟化が進み、売上伸び率が減速して、新しいインフラを整備する必要はなくなってきている。こうしたことから、2002-03年度は30億ドル程度に減少すると予想される。

採鉱 - 「採鉱」には採鉱所、精錬所、ガス管、油送管等の建設工事が含まれる。1998-99年度は37億ドルもの活況を呈したが、世界の鉱物価格の下落で2000-01年度は18億ドルまで落ち込んだ。しかし、オーストラリアドルの低下が主因となり、2000年以降は鉱物価格が回復した。採鉱部門の建設は2001-02年度が27億ドル、2002-03年度は36億ドルに達すると予測される。今後、アルミナ精錬所、マグネシウムプロジェクト、広範なインフラ工事(オーストラリア北西の海底からLPGガスを抽出)といった大規模プロジェクトがいくつか予定されているため、これらのプロジェクトが採鉱部門の成長を支えることになる。

その他 - 化学プラント、製鋼所等の重工業プラント、その他の工業処理プラントが含まれる。この部門は他の土木部門と比べて金額的に少ない。この部門を構成する工事は種類が多様であるため、あまり大きく変化することはない。

(担当：迫田)

建設関連産業の動向 - 石膏ボード

建築物の壁や天井などの内装下地材料として、ほとんどの建物で使用されている石膏ボードの動向について取り上げる。

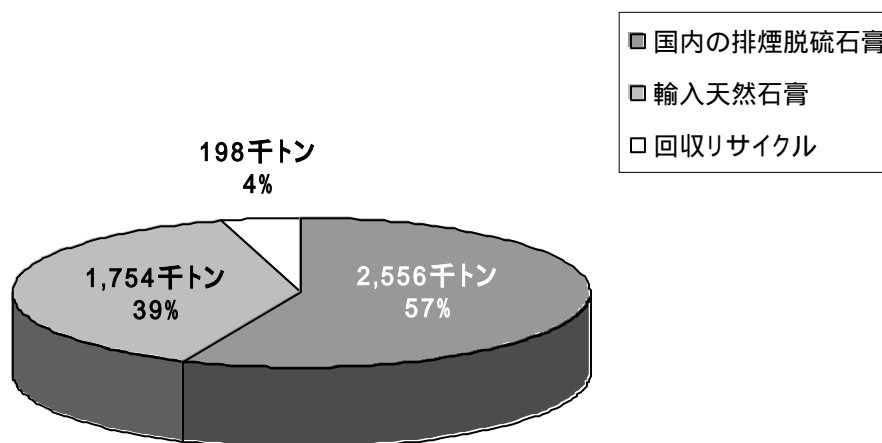
1. 石膏ボードとは

現在、石膏ボードは、国内 11 社 24 工場で生産されている。平成 13 年の総生産量は 5.3 億㎡となっている。

石膏ボードは、石膏を心材として、両面を原紙で被覆した成形板である。その特徴としては、耐火性や遮音性に優れている、気密性や断熱性が得られる、施工性がよい、経済的である、経年劣化や狂いもほとんどない、などがあげられる。しかし水に弱く、またリサイクルが難しいという欠点もある。

石膏の原料は、タイ、メキシコ、オーストラリアからの輸入天然石膏と国内の火力発電所等から発生する排煙脱硫石膏である。また製造時に石膏ボード工場が発生する廃材や新築の現場で施工時に発生する廃材などが、回収されて再び石膏ボードの原料としてリサイクルされるものもある。

図表1 石膏原料の調達構成(平成13年)



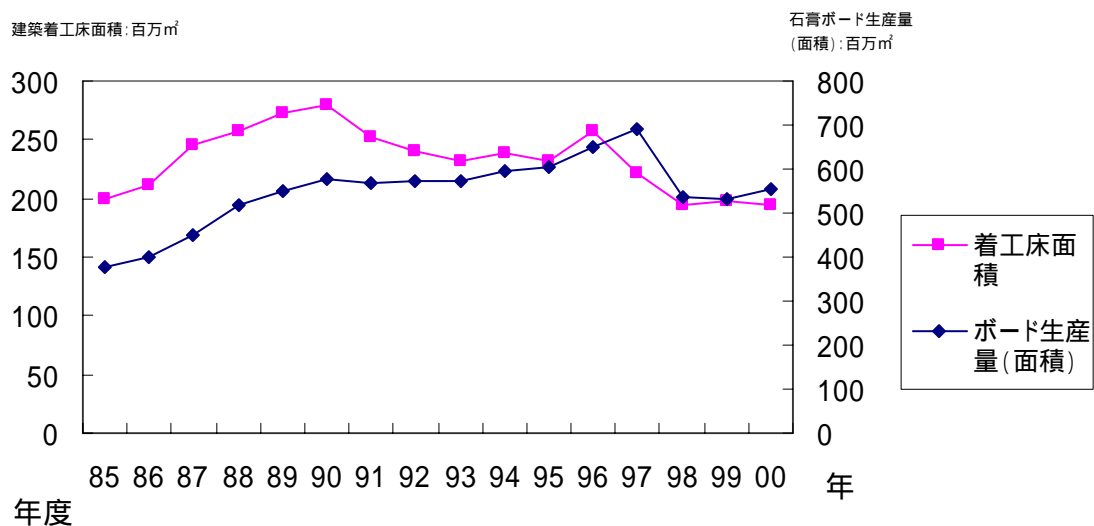
資料: (社)石膏ボード工業会資料

2. 石膏ボードの生産量（面積）の推移

石膏ボードの日本での製造は、1921年に始まり、建築物の大規模化、工業化工法、建築関連法規（防火、遮音、性能など）の整備、商品の多様化などにより、大きく生産量を増やしてきた。現在、国民1人あたりの年間消費量換算では、北米、北欧に次いで多く、4.4 m²となっている。

石膏ボードの生産量（面積）と建築着工床面積との関係を図表2で見ると、ほぼ同じような傾向を示しており、近年の建設需要の減少とともに、石膏ボードの生産量も落ちている。しかし、過去においては、着工床面積の伸びよりも、石膏ボードの生産量の伸びの方がやや大きく、石膏ボードの普及が進んできたことがわかる。

図表2 建築着工床面積と石膏ボード生産量（面積）



資料：(財)建設物価調査会「建設経済季報」(平成15年1月)
(社)石膏ボード工業会資料

3. 石膏ボードの処理・処分問題

今後、石膏ボードを使用した老朽建築物の解体が増加するのに伴い、廃石膏ボードの排出量の増加が予想され、その処理・処分が、これからの問題として注目されている。

廃石膏ボードは、解体時の分別・選別の困難性、リサイクル市場の未熟性等から、大部分が埋立て処分にされている。近年の最終処分場の不足に加え、石膏ボードには有害物質である硫化水素の発生源となり得る物質が含まれるとされている。

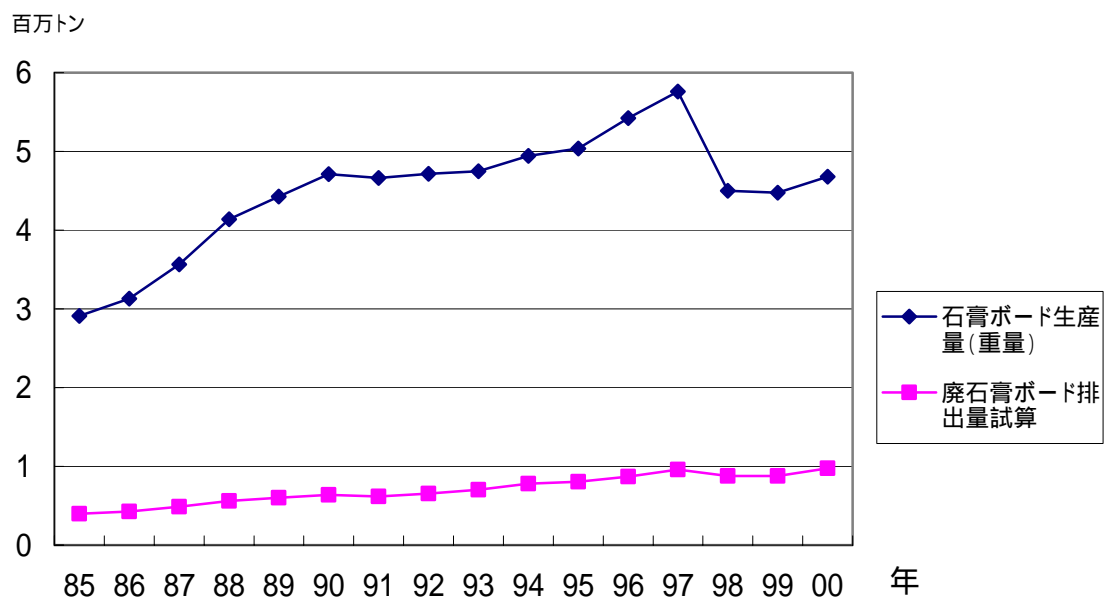
また、平成14年5月から施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」により、コンクリートや発生木材の分別解体が促進されることで、法律

上は分別対象外の石膏ボードも、結果的にはその影響を受けて、減量化やリサイクルが進むと予想されている。

石膏ボードの生産量（重量）と廃石膏ボードの排出量（重量）の関係は、図表3で示す通りである。今後、建設現場での分別・回収の管理の徹底化によっても、廃石膏ボードの排出量は増加すると見込まれる。しかし実際には、解体時において、石膏ボードと、左官材料やクロス材などの仕上げ材との分離が難しく、現在のところ、なかなかリサイクルが進んでいない。

尚、リサイクルの用途としては、石膏ボードの原料の他に、土壌や地盤の改良材、路盤材や特殊肥料などがある。

図表3 石膏ボードの生産量(重量)と廃石膏ボードの排出量試算



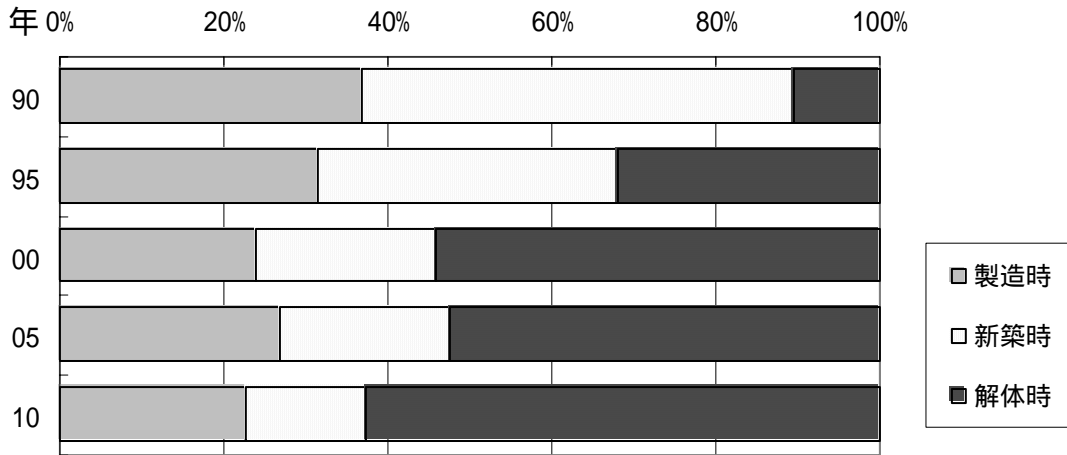
資料：(社)石膏ボード工業会資料

注：廃石膏ボードの排出量は、(社)石膏ボード工業会にて生産量から推定試算

4. 廃石膏ボードのリサイクル

廃石膏ボードは、老朽建物の解体に伴って発生する解体時廃材の他にも、製造時に発生する製造時廃材の全量が、石膏ボードの原料としてリサイクルされている。また、新築建物の施工時に端切れなどとして発生する新築時廃材も、今後、現場での分別・回収の管理の徹底化によって、増加すると見込まれる。

図表4 廃石膏ボードの排出量の構成比率



資料：(社)石膏ボード工業会資料

注：廃石膏ボードの排出量は、(社)石膏ボード工業会にて生産量から推定試算

注：数値は国交省「廃石膏ボードのリサイクルの推進に関する検討調査」

平成14年12月から引用

(社)石膏ボード工業会は、廃石膏ボードの再資源化率の目標値を定めている。まず、新築時の廃石膏ボードのリサイクルを優先的に取組み、解体時については順次体制が整った企業からリサイクルに取組んでいき、次第にリサイクル率を高めようとしている。

今後、建設業界との連携による廃石膏ボードの回収がますます重要となろう。

図表5 廃石膏ボードの実際資源化率

種 類	平成12年	平成15年	平成17年	平成22年
新築時の廃石膏ボード	38.3%	50.0%	60.0%	80.0%
解体時の廃石膏ボード	1.0%	3.0%	5.0%	20.0%

(担当：田代)

編集後記

2月2日は、「夫婦の日」だそうだ。姫路市の特定非営利活動法人コムサロン21が1997(平成9)年に制定し、語呂合わせで「ふう(2)ふ(2)」である。「夫婦の日」と呼ばれる記念日はほかにもあり、講談社が制定した「よい夫婦の日」(4月22日)、余暇開発センター(現自由時間デザイン協会)が1988(昭和63)年に制定した「いい夫婦の日」(11月22日)、毎日新聞社・味の素などが1987(昭和62)年に制定した「夫婦の日」(毎月22日)などがある。

平成14年の婚姻件数は、厚生労働省の「人口動態統計」の年間推計(2003年1月1日公表)によれば、前年に比べ4.5万組少ない75.5万組と推計されており、42秒に1組が結婚している計算になる。

小生は、この「夫婦の日」に結婚式に出席してきた。当研究所の某研究員の結婚式である。新郎の某研究員は、それほど緊張した様子もなく、料理を食べきれない一般的な新郎とは異なり、普段から「フードファイター」と称されるその能力を遺憾なく発揮していた。一方、新婦はご多分に漏れず、純白のウエディングドレスに、お色直しのイブニングドレスと華やかさを増していった。

出席した研究員の様子をみると、仕事のストレス(?)が原因したかどうかは定かではないが、新婦の友人の歌の祝福「恋のバカンス」に飛び入り参加し、奇妙な踊りを披露し、出席者の失笑を買っていた独身研究員もいた。

また、「年上女房は金のわらじを履いてでも探せ」といわれるが、これは1歳年上までにあてはまるそうであり、某研究員の場合、「金のわらじ」がなかったらしく、2歳違いの「年上女房」だそうだ。金ではなく“銀”といったところであろうか。

ともかく、この不況の中、豪華な結婚式を挙げた某研究員、末永くお幸せに。

(担当：杉岡)